

青森県木造住宅耐震診断員名簿登録要領

（趣旨）

第1条 この要領は、青森県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）の青森県木造住宅耐震診断員名簿（以下「名簿」という。）（第1号様式）への登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の対象者）

第2条 知事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で知事が別に定める講習会を受講した者を耐震診断員として名簿に登録することができる。

（登録の申請）

第3条 名簿への登録を受けようとする者は、青森県木造住宅耐震診断員名簿登録申請書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

（名簿への登録）

第4条 知事は、前条の規定による登録の申請があった場合において、当該申請者が耐震診断員として適当であると認めるときは、名簿に登録するとともに、県のホームページ上で公表するものとする。

（名簿の記載事項の変更等）

第5条 耐震診断員は、名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、青森県木造住宅耐震診断員名簿記載事項変更届出書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

2 耐震診断員は、名簿の登録の消除を求めるときは、青森県木造住宅耐震診断員名簿登録消除申請書（第4号様式）を知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。